

第二次霧島市総合計画(前期基本計画)総括シート

政策体系	政策No.	2	政策名	くらし(みどりあふれる快適で暮らし続けたいまちづくり)	施策幹事課					
	施策No.	4	施策名	地域特性に応じた魅力ある空間の形成	建設政策課					
計画期間(2018年度～2022年度)における施策の方針 (総合計画書から引用)					関係課					
<p>魅力ある空間の形成を図るため、社会経済環境の変化に対応した、快適で利便性の高い、きめ細やかな土地利用や利用者の視点に立った公園づくりを推進するとともに、自然や歴史・文化などの地域の特性を生かした個性豊かで魅力ある景観の形成を図ります。</p> <p>また、少子高齢化や過疎化の進展などにより増加している空き家の有効活用を促進し、美しいまちなみの形成に努めます。</p>					<p>企画政策課、地域政策課、建設施設管理課、建築指導課、都市計画課</p>					
施策の方針に対する達成状況(2018～2022)					後期計画における課題					
<p>■土地利用協議での適正な規制・誘導や建築行為に対する的確な検査の実施により、無秩序な開発を防止することができた。</p> <p>■4つの公園を整備し、近隣住民が休息や運動に利用できるオープンスペースとして提供した。既存公園の補修、改修を計画的に進め、利用者の視点に立った公園づくりを推進した。</p> <p>■景観法と市景観条例に基づく景観計画区域内行為届出を適切に審査し、風致を維持し、良好な景観の保全ができた。</p> <p>■危険な空き家については、解体撤去工事補助等を行い除去し、活用可能な空き家については、空き家バンク制度等により有効活用を促進した。</p>					<p>■今後も引き続き、土地利用協議で適正な規制・誘導を行うことや建築行為に対する必要な申請を促し、関係法令への適合性について審査や検査を的確に行うことにより、無秩序な開発等を防止する必要がある。</p> <p>■計画的な公園整備、既存公園の適切な維持管理を行っていく必要がある。</p> <p>■市景観条例や市景観計画の周知に努め、良好な景観の保全のため、市民や事業者に協力を求める必要がある。</p> <p>■少子高齢化や過疎化の進展により、増加している空き家の有効活用を促すため、空き家バンク制度を活用した登録の周知や効果的な情報の提供に取り組む必要がある。</p>					
成果指標 (意図の達成度を表す指標)		◎目標達成(100%以上) △目標を未達成(100%未満)								
		単位	目標達成の方向性	区分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	達成率 結果
A	地域に合った景観整備がなされ、街並みが良好だと感じる市民の割合	%	更なる増加を目指します	目標値	42.0	44.0	46.0	48.0	50.0	95.0%
				実績値	-	-	-	-	47.7	△
B	地域に合わせた土地利用がなされ秩序ある開発が行われていると考える市民の割合	%	更なる増加を目指します	目標値	40.0	40.0	40.0	45.0	45.0	78.0%
				実績値	-	-	-	-	35.0	△
C	空き家の利活用件数	件	更なる増加を目指します	目標値	5	5	5	5	5	360.0%
				実績値	12	16	22	16	18	◎
D	都市公園内の更新及び新設した施設数(累計)	件	更なる増加を目指します	目標値	4	6	8	10	12	192.0%
				実績値	8	13	15	17	23	◎
E				目標値						
				実績値						
基本事業	5年間の取組内容			5年間の取組成果			後期計画における課題			
①地域にあった土地利用の規制・誘導	<p>■土地利用協議で適正な規制・誘導を行った。</p> <p>■建築行為に対する必要な申請を促し、関係法令への適合性について、審査や検査を的確に実施した。</p>			<p>■土地利用協議での適正な規制・誘導や建築行為に対する的確な検査の実施により、無秩序な開発を防止し、安心・安全で快適なまちづくりの一助となった。</p>			<p>■建築行為に対する必要な申請を促し、関係法令への適合性について、審査や検査を的確に実施する。</p>			
②公園・広場等の整備と適切な維持管理	<p>■市都市計画マスタープランに基づき、計画的に公園(4か所)を整備した。</p> <p>■公園の補修・改修については、財源確保を図りながら市公園施設長寿命化計画に基づき計画的に進めた。</p>			<p>■麓1号公園、麓2号公園、麓4号公園(溝辺町)、有下公園(国分)を開設することにより、近隣住民が休息や運動に利用できるオープンスペースを提供できた。</p> <p>■国の交付金等を活用し、城山公園(国分)の改修を行った。</p>			<p>■財源確保を図り、計画的に公園の整備を行う。</p> <p>■公園施設については、財源確保を図りながら市公園施設長寿命化計画に基づく改修や更新を行うとともに、国の交付金等を利用し総合公園の再整備を行い、公園の魅力アップ、利便性向上を図る。</p>			
③良好な景観の形成	<p>■景観形成の必要性に関する普及啓発を行った。市民や事業者等と連携し、地域における景観づくり活動を推進した。</p>			<p>■景観法と市景観条例に基づく景観計画区域内行為届出を適切に審査することにより、風致を維持し、良好な景観の保全ができた。</p>			<p>■市景観条例と市景観計画の周知に努め、良好な景観の保全を図るため市民や事業者と協力を求める。</p>			
④空き家対策の推進	<p>■空き家の問題を解決するため、専門家の団体と協定を締結し、所有者が相談を行えるよう体制を構築した。</p> <p>■空き家の解体撤去補助金の要綱を改正し、跡地要件を撤廃した。</p> <p>■固定資産税納税通知書(約6万通)への空き家バンク制度のチラシ同封や、広報誌、ホームページ、FMきりしま等で制度の周知を行った。</p>			<p>■協定を締結した専門家の団体と問題解決のための相談を実施し、所有者が抱える問題を解決することで、管理不全な空き家の除却のきっかけづくりになった。</p> <p>■空き家の解体撤去補助金の要綱を改正し、跡地要件を撤廃することで、跡地の速やかな有効活用につながった。</p> <p>■固定資産税納税通知書(約6万通)への空き家バンク制度のチラシ同封や、広報誌、ホームページ、FMきりしま等で制度の周知を行い、空き家の解消につながった。</p>			<p>■改正された国のガイドラインに基づき、次期空き家等対策計画を策定し、長年解決していない空き家の所有者に対し、定期的にフォローアップを行う。</p> <p>■物件内の様子や周辺状況をデジタル技術(VR)を活用した公開を検討するなどし、空き家の解消を図る。</p>			